

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

条例	ページ
◎高知県地域医療再生臨時特例基金条例	4
◎高知県職員定数条例の一部を改正する条例	4
◎高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例	4
◎職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	4
◎知事等、地方自治法第203条の2に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例の一部を改正する条例	9
◎高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	9
◎県立大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	10
◎高知県漁港管理条例の一部を改正する条例	11
◎高知県高齢者円滑入居賃貸住宅登録手数料徴収条例の一部を改正する条例	11
◎高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例	11
◎高知県海岸管理条例の一部を改正する条例	13
◎高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例	13
◎高知県立室戸岬夕陽ヶ丘キャンプ場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例	14

公布された条例のあらまし

◆高知県地域医療再生臨時特例基金条例（高知県条例第77号）

1 条例制定の目的

高知県地域医療再生計画に基づく事業を推進し、地域医療の確保を図るため、高知県地域医療再生臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置することとした。

2 主要な内容

- (1) 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とすること。（第2条第1項）
- (2) 基金の運用から生ずる収益は、すべて基金に積み立てるものとすること。（第2条第2項）
- (3) 基金の経理は、国から交付を受けた地域医療再生臨時特例交付金により造成した部分及び地域活性化・経済危機対策臨時交付金により造成した部分並びにこれら以外の部分をそれぞれ区別して行うものとすること。（第3条）
- (4) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこと。（第4条）
- (5) 知事は、基金の設置の目的を達成するため行う事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができること。（第5条）
- (6) この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失うものとし、基金に残額((3)の地域医療再生臨時特例交付金により造成した部分に係るもの及び地域活性化・経済危機対策臨時交付金により造成した部分に係るものに限る。)があるときは、当該基金の残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、当該地域医療再生臨時特例交付金により造成した部分に係るものと地域活性化・経済危機対策臨時交付金により造成した部分に係るものとのそれぞれを国庫に納付するものとすること。（附則第2項）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県職員定数条例の一部を改正する条例（高知県条例第78号）

1 条例改正の目的

高知県立高知女子大学の学部及び学科の再編に伴い、大学の教員の定数を改めることとした。

2 施行期日

この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。

◆高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第79号）

1 条例改正の目的

議会の議員及び知事等に対して平成22年度以降に支給する期末手当の額の改定することとした。

2 主要な内容

平成22年度以降の期末手当の支給月数を次の表のとおり引き下げる。（第1条及び第2条）

区分	本条例施行前の支給月数			本条例施行後の支給月数		
	6ヶ月	12ヶ月	計	6ヶ月	12ヶ月	計

県議会議員	1.60月	1.75月	3.35月	1.45月	1.65月	3.10月
知事	1.60月	1.75月	3.35月	1.45月	1.65月	3.10月
副知事、公営企業局長、常勤の人事委員会委員、常勤の監査委員及び教育長	1.60月	1.75月	3.35月	1.45月	1.65月	3.10月

3 施行期日

この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。

◆職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（高知県条例第80号）

1 条例改正の目的

高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成21年10月15日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、自宅に係る住居手当の廃止、平成22年度以降の期末手当及び勤勉手当の額の改定等をし、併せて月に60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当について、支給割合を引き上げるとともに、その引上げ分の支給に代えて時間外勤務代休時間を指定することができる制度を新設することとした。

2 主要な内容

(1) 自宅（単身赴任手当を支給される職員の所有に係る住宅で、その配偶者等が居住しているものを含む。）に係る住居手当を廃止すること。（職員の給与に関する条例第11条の4、技能職員の給与の種類及び基準に関する条例第3条、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条の3、公立学校職員の給与に関する条例第14条の3及び警察職員の給与に関する条例第11条の3関係）

(2) 月に60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当について、支給割合を100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）に引き上げること。（職員の給与に関する条例第15条、公立学校職員の給与に関する条例第18条及び警察職員の給与に関する条例第15条関係）

(3) 平成22年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数を次の表のとおり引き下げる。（職員の給与に関する条例第21条及び第22条、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第6条、公立学校職員の給与に関する条例第22条及び第23条並びに警察職員の給与に関する条例第21条及び第22条関係）

区分	本条例施行前の支給月数			本条例施行後の支給月数				
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計		
再任用職員以外の職員	一般職員	6月期	1.40月	0.725月	2.125月	1.25月	0.675月	1.925月
		12月期	1.60月	0.725月	2.325月	1.50月	0.675月	2.175月
	特定幹部職員	6月期	1.20月	0.925月	2.125月	1.05月	0.875月	1.925月
		12月期	1.40月	0.925月	2.325月	1.30月	0.875月	2.175月

再任用職員	一般職員	6月期	0.75月	0.35月	1.10月	0.65月	0.35月	1.00月
		12月期	0.85月	0.40月	1.25月	0.80月	0.35月	1.15月
特定幹部職員	6月期	0.65月	0.45月	1.10月	0.55月	0.45月	1.00月	
		12月期	0.75月	0.50月	1.25月	0.70月	0.45月	1.15月
特定任期付職員	6月期	1.60月	—	1.60月	1.45月	—	1.45月	
		12月期	1.75月	—	1.75月	1.65月	—	1.65月
任期付研究員	6月期	1.60月	—	1.60月	1.45月	—	1.45月	
		12月期	1.75月	—	1.75月	1.65月	—	1.65月

(4) 義務教育等教員特別手当の月額の限度額を11,700円（現行 15,900円）に引き下げる。（公立学校職員の給与に関する条例第23条の2関係）

(5) 月に60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合と本来の支給割合との差額分の手当の支給に代えて正規の勤務時間においても勤務することを要しない日又は時間（時間外勤務代休時間）を指定することができる制度を新設すること。

（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第9条の3、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第9条の2及び警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第9条の3関係）

3 施行期日

この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。ただし、2の(4)は、同年1月1日から施行することとした。

◆知事等、地方自治法第203条の2に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第81号）

1 条例改正の目的

一般職員の給料月額及び給料の調整額の特例措置を平成21年12月限りで終了させる等必要な改正をすることとした。

2 主要な内容

(1) 知事等常勤の特別職の職員及び教育長の給料月額の減額について、次のとおり見直すこと。（第1条）

区分	減額前の給料月額	平成21年4月から同年12月までの給料月額(()は、減額率)	平成22年1月から同年3月までの給料月額(()は、減額率)
知事	1,240,000円	(30%) 868,000円	(20%) 992,000円
副知事	950,000円	(15%) 807,500円	(7%) 883,500円

常勤の人事委員会委員	624,000円	(10%)	561,600円	(5 %)	592,800円
常勤の監査委員	624,000円	(10%)	561,600円	(5 %)	592,800円
教育長	790,000円	(10%)	711,000円	(5 %)	750,500円

(2) 地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和28年高知県条例第13号）別表第1及び別表第2に掲げる者のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員（収用委員会の予備委員を除く。）並びに監査委員の報酬月額の減額について、平成22年1月から同年3月までの間は、当該額に2パーセント（現行 5パーセント）を乗じて得た額とすること。（第2条）

(3) 職員の給料月額及び給料の調整額の減額については、平成21年12月限りで終了させること。

なお、職員の管理職手当の月額の減額については、現行どおり継続すること。（第3条及び第4条）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第82号）

1 条例改正の目的

消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成21年法律第49号）の施行により家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）が一部改正されたこと及び消費者庁及び消費者委員会設置法及び消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成21年政令第217号）の施行により家庭用品品質表示法施行令（昭和37年政令第390号）が一部改正されたことに伴う引用規定の整理をすることとし、併せて農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）の施行による農地法（昭和27年法律第229号）の一部改正に伴い、同法の引用規定の整理をするとともに、知事の権限に属する事務のうち、同法に基づく事務を協議の調った町が処理することができるよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例中第2条の表18の項の改正規定は公布の日から、同表24の項の改正規定等は規則で定める日から施行することとした。

◆県立大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第83号）

1 条例改正の目的

高知県立高知女子大学に現在の生活科学部に代えて健康栄養学部を置くこととした。

2 施行期日

この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。

◆高知県漁港管理条例の一部を改正する条例（高知県条例第84号）

1 条例改正の目的

県が管理する漁港施設のプレジャーボート等の使用料について、使用の許可の期間が満了する前に使用をやめたときに当該使用料を還付することができるよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。

◆高知県高齢者円滑入居賃貸住宅登録手数料徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第85号）

1 条例改正の目的

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）が一部改正されたことに伴い、同法の引用規定の整理をすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（高知県条例第86号）

1 条例改正の目的

県の管理に属する港湾施設のプレジャーボート等の使用料について、使用の許可の期間が満了する前に使用をやめたときに当該使用料を還付することができるようするとともに、高知港の港湾環境整備施設、駐車場等に係る使用料の額を新たに定めることとした。

2 施行期日

この条例中第13条の改正規定及び別表第1の改正規定（「（第6条関係）」を「（第6条、第13条関係）」に改める部分に限る。）は平成22年4月1日から、第5条第5項及び別表第1の4の表の改正規定は規則で定める日から、その他の規定は公布の日から施行することとした。

◆高知県海岸管理条例の一部を改正する条例（高知県条例第87号）

1 条例改正の目的

海岸保全区域等内におけるプレジャーボート等の使用料について、使用の許可の期間が満了する前に使用をやめたときに当該使用料を還付することができるよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。

◆高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第88号）

1 条例改正の目的

高知県立中村警察署について、新築に伴う位置の変更及び警察署再編計画に基づく高知県清水警察署との統合に伴う管轄区域の変更をすることとした。

2 施行期日

この条例中第1条の規定は平成22年1月18日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行することとした。

◆高知県立室戸岬夕陽ヶ丘キャンプ場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例（高知県条例第89号）

1 条例の廃止

高知県立室戸岬夕陽ヶ丘キャンプ場を室戸市に無償譲渡することに伴い、高知県立室戸岬夕陽ヶ丘キャンプ場の設置及び管理に関する条例を廃止することとした。

2 施行期日

この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。

条 例

高知県地域医療再生臨時特例基金条例をここに公布する。

平成21年12月15日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第77号**高知県地域医療再生臨時特例基金条例**

(設置)

第1条 高知県地域医療再生計画に基づく事業を推進し、地域医療の確保を図るため、高知県地域医療再生臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

2 基金の運用から生ずる収益は、すべて基金に積み立てるものとする。
(経理)

第3条 基金の経理は、国から交付を受けた地域医療再生臨時特例交付金により造成した部分（当該部分の運用から生ずる収益を含む。）及び地域活性化・経済危機対策臨時交付金により造成した部分（当該部分の運用から生ずる収益を含む。）並びにこれら以外の部分をそれぞれ区別して行うものとする。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(処分)

第5条 知事は、第1条の目的を達成するため行う事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるものほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効等)

2 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。基金に残額（第3条の地域医療再生臨時特例交付金により造成した部分に係るもの及び同条の地域活性化・経済危機対策臨時交付金により造成した部分に係るものに限る。）があるときは、当該基金の残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、当該地域医療再生臨時特例交付金により造成した部分に係るものと当該地域活性化・経済危機対策臨時交付金により造成した部分に係るものとのそれを国庫に納付するものとする。

高知県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月15日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第78号**高知県職員定数条例の一部を改正する条例**

高知県職員定数条例（昭和24年高知県条例第31号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項の表中「112人」を「127人」に、「5,097人」を「5,112人」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月15日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第79号**高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例**

(高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年高知県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の140」を「100分の125」に、「100分の160」を「100分の145」に改める。

(知事等の給与、旅費等に関する条例の一部改正)

第2条 知事等の給与、旅費等に関する条例（昭和28年高知県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中「100分の140」を「100分の125」に、「100分の160」を「100分の145」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月15日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第80号**職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例**

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第11条の4第1項第1号中「第3号」を「次号」に、「(第3号)」を「(同号)」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「(次号において「単身赴任手当受給職員」という。)」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号を削り、同条第2項中「第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号又は第4号に掲げる職員でもあるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号又は第4号」を「当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「前項第3号」を「前項第2号」に、「第1号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号を削る。

第14条中「勤務しないときは」を「勤務しないときは、勤務時間条例第9条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間」に改める。

第15条第3項中「以下この項」を「以下この条」に改め、同条に次の3項を加える。

4 正規の勤務時間外又は割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）の時間又は割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務の時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）（当該勤務が割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務である場合にあっては、人事委員会規則で定める割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第9条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する人事委員会規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合（当該時間が割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務に係る時間である場合にあっては、前項に規定する人事委員会規則で定める割合から第3項に規定する人事委員会規則で定める割合を減じた割合）を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

第21条第2項中「100分の140」を「100分の125」に、「100分の120」を「100分の105」に、「100分の125」を「100分の130」に改め、同条第3項中「100分の140」とあり、及び「100分の150」とあるのは「100分の75」と、「100分の120」とあり、及び「100分の125」とあるのは「100分の65」を「100分の125」とあるのは「100分の65」と、「100分の150」とあるのは「100分の80」と、「100分の105」とあるのは「100分の55」と、「100分の130」とあるのは「100分の70」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の65」を「100分の67.5」に、「100分の90」を「100分の87.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては」及び「、12月に支給する場合においては100分の40（特定幹部職員にあっては、100分の50）」を削る。

（技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第2条 技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年高知県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号の3ア中「ウ」を「イ」に改め、同号イを削り、同号ウ中「（エにおいて「単身赴任手当受給職員」という。）」を削り、同号ウを同号イとし、同号エを削る。

（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第3条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第9条の2の次に次の1条を加える。
 （時間外勤務代休時間）

第9条の3 任命権者は、職員の給与に関する条例第15条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、人事委員会規則で定める期間内にある勤務日等（第4条第2項、第5条又は第6条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。第11条第1項において同じ。）（第11条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第11条第1項中「第4条第2項、第5条又は第6条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）」を「勤務日等」に、「勤務日等」を「勤務日等（第9条の3第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年高知県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項から第4項までの規定中「100分の140、」を「100分の125」に、「100分の160、」を「100分の145」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第5条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年高知県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項及び第3項中「100分の140、」を「100分の125」に、「100分の160、」を「100分の145」に改める。

第7条第3項中「第6条」を「第6条、第9条の3」に改める。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第6条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年高知県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第6条の3第1号中「第3号」を「次号」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「（次号において「単身赴任手当受給職員」という。）」を削り、同号を同条第2号とし、同条第4号を削る。

第17条第1項中「勤務しないときは」を「勤務しないときは、管理者が時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間として指定した場合」に改める。

（公立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第7条 公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第14条の3第1項第1号中「。第3号」を「。次号」に、「（第3号）を「（同号）に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「（次号において「単身赴任手当受給職員」という。）」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号を削り、同条第2項中「第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号又は第4号に掲げる職員でもあるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号又は第4号」を「当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「前項第3号」を「前項第2号」に、「第1号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とし、同

項第4号を削る。

第17条中「勤務しないときは」を「勤務しないときは、勤務時間条例第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間」に改める。

第18条第3項中「以下この項」を「以下この条」に改め、同条に次の3項を加える。

4 正規の勤務時間外又は割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）の時間又は割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務の時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）（当該勤務が割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務である場合にあっては、人事委員会規則で定める割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する人事委員会規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合（当該時間が割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務に係る時間である場合にあっては、前項に規定する人事委員会規則で定める割合から第3項に規定する人事委員会規則で定める割合を減じた割合）を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

第22条第2項中「100分の140」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の140」とあり、及び「100分の150」とあるのは、「100分の75」を「100分の125」とあるのは「100分の65」と、「100分の150」とあるのは「100分の80」に改める。

第23条第2項第1号中「100分の65」を「100分の67.5」に改め、同項第2号中「、6ヶ月に支給する場合においては」と「、12ヶ月に支給する場合においては100分の40」を削る。

第23条の2第2項中「15,900円」を「11,700円」に改める。

（公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第8条 公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第9条の次に次の1条を加える。

（時間外勤務代休時間）

第9条の2 任命権者は、公立学校職員の給与に関する条例第18条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わるべき措置の対象となるべき時間（以下「時間外

勤務代休時間」という。）として、人事委員会規則で定める期間内にある勤務日等（第4条第2項、第5条又は第6条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。第11条第1項において同じ。）（第11条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第11条第1項中「第4条第2項、第5条又は第6条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）」を「勤務日等」に、「勤務日等（）」を「勤務日等（第9条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び）」に改める。

（警察職員の給与に関する条例の一部改正）

第9条 警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第11条の3第1項第1号中「。第3号」を「。次号」に、「（第3号」を「（同号」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「（次号において「単身赴任手当受給職員」という。）」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号を削り、同項第2項中「第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号又は第4号に掲げる職員でもあるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号又は第4号」を「当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「前項第3号」を「前項第2号」に、「第1号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号を削る。

第14条中「勤務しないときは」を「勤務しないときは、勤務時間条例第9条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間」に改める。

第15条第3項中「以下この項」を「以下この条」に改め、同条に次の3項を加える。

4 正規の勤務時間外又は割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）の時間又は割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務の時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）（当該勤務が割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務である場合にあっては、人事委員会規則で定める割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第9条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する人事委員会規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合（当該時間が割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務に係る時間である場合にあっては、前項に規定する人事委員会規則で定め

る割合から第3項に規定する人事委員会規則で定める割合を減じた割合)を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

第21条第2項中「100分の140」を「100分の125」に、「100分の120」を「100分の105」に、「100分の125」を「100分の130」に改め、同条第3項中「100分の140」とあり、及び「100分の150」とあるのは「100分の75」と、「100分の120」とあり、及び「100分の125」とあるのは「100分の65」を「100分の125」とあるのは「100分の65」と、「100分の150」とあるのは「100分の80」と、「100分の105」とあるのは「100分の55」と、「100分の130」とあるのは「100分の70」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の65」を「100分の67.5」に、「100分の90」を「100分の87.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては」及び「、12月に支給する場合においては100分の40(特定幹部職員にあっては、100分の50)」を削る。

(警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第10条 警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年高知県条例第47号)の一部を次のように改正する。

第9条の2の次に次の1条を加える。

(時間外勤務代休時間)

第9条の3 本部長は、警察職員の給与に関する条例第15条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、人事委員会規則で定める期間内にある勤務日等(第4条第2項、第5条又は第6条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。第11条第1項において同じ。)(第11条第1項に規定する休日及び代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第11条第1項中「第4条第2項、第5条又は第6条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この項において「勤務日等」という。)」を「勤務日等」に、「勤務日等」を「勤務日等(第9条の3第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第7条中公立学校職員の給与に関する条例第23条の2第2項の改正規定は、同年1月1日から施行する。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 職員の育児休業等に関する条例(平成4年高知県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第17条の表中

一般職員給与条例 第15条第1項及び	支給する	支給する。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第
-----------------------	------	------------------------------------

警察職員給与条例
第15条第1項

110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。第21条第6項において「育児短時間勤務職員等」という。)が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする

を

「

一般職員給与条例
第15条第1項及び
警察職員給与条例
第15条第1項

支給する

支給する。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。第21条第6項において「育児短時間勤務職員等」という。)が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする

一般職員給与条例
第15条第4項、学
校職員給与条例第
18条第4項及び警
察職員給与条例第
15条第4項

第2項

職員の育児休業等に関する条例(平成4年高知県条例第1号)第17条

一般職員給与条例
第15条第5項及び

要しない

要しない。ただし、当該時間が職員の育児休業等に関する条例第17条の規定

に、

「

学校職員給与条例 第18条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
---------------------	------	--

を

「

学校職員給与条例 第18条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
学校職員給与条例 第18条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が職員の育児休業等に関する条例第17条の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする

学校職員給与条例 第18条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が職員の育児休業等に関する条例第17条の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする
---------------------	------	--

に改める。

第20条の表中

一般職員給与条例 第15条第2項、学校職員給与条例第15条の3第2項ただし書及び警察職員給与条例第15条第2項	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）
--	------------	--

を

一般職員給与条例 第15条第2項、学校職員給与条例第15条の3第2項ただし書及び警察職員給与条例第15条第2項	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）
--	------------	--

一般職員給与条例 第15条第4項、学校職員給与条例第18条第4項及び警察職員給与条例第15条第4項	第2項	職員の育児休業等に関する条例（平成4年高知県条例第1号）第20条の規定により読み替えられた第2項
--	-----	--

一般職員給与条例 第15条第5項及び警察職員給与条例第15条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が職員の育児休業等に関する条例第20条の規定により読み替えられた第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする
--------------------------------------	------	--

に、

「

学校職員給与条例 第15条の3 第2項 ただし書及び第15 条の4 第2項ただし書	勤務時間条例第3 条第3項の規定に より定められたそ の者の勤務時間を 同条第1項に規定 する勤務時間で除 して得た数	算出率
--	---	-----

を

「

学校職員給与条例 第15条の3 第2項 ただし書及び第15 条の4 第2項ただし書	勤務時間条例第3 条第3項の規定に より定められたそ の者の勤務時間を 同条第1項に規定 する勤務時間で除 して得た数	算出率
学校職員給与条例 第18条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が職員の育児休業等に関する条例第20条の規定により読み替えられた第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする

に改める。

~~~~~

知事等、地方自治法第203条の2に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

|                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------|
| 場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする |
|---------------------------------------------------------------------------------|

平成21年12月15日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第81号****知事等、地方自治法第203条の2に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例の一部を改正する条例**

知事等、地方自治法第203条の2に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例（平成21年高知県条例第4号）の一部を次のように改める。

第1条中「100分の30」を「100分の30（特例期間のうち平成22年1月1日から同年3月31日までの間（以下「平成22年特例期間」という。）にあっては、100分の20）」に、「100分の15」を「100分の15（平成22年特例期間にあっては、100分の7）」に、「100分の10」を「100分の10（平成22年特例期間にあっては、100分の5）」に改める。

第2条中「100分の5」を「100分の5（平成22年特例期間にあっては、100分の2）」に改める。

第3条中「特例期間」を「特例期間のうち平成21年4月1日から同年12月31日までの間（次条において「平成21年特例期間」という。）」に改める。

第4条中「特例期間」を「平成21年特例期間」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月15日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第82号**高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**

高知県の事務処理の特例に関する条例（平成12年高知県条例第7号）の一部を次のように改める。

第2条の表18の項中「第19条第1項」を「第19条第2項」に、「第3条第4項」を「第4条第4項」に改め、同表24の項を次のように改める。

24 農地法（昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務

ア 法第3条第1項の規定による農地又は採草放牧地の権利移動の許可

イ 法第3条第3項の規定に基づく同条第1項の規定による農地又は採草放牧地の権利移動の許可

ウ 法第3条第4項の規定によるイの許可に係る市町村長への通知

エ 法第3条第5項の規定に基づくアの許可への条件の付加

安田町、本山町、
大豊町、土佐町、
佐川町、越知町、
檮原町

安田町、本山町、
大豊町、土佐町、
佐川町、越知町、
檮原町

安田町、本山町、
大豊町、土佐町、
佐川町、越知町、
檮原町

安田町、本山町、
大豊町、土佐町、
佐川町、越知町、
檮原町

安田町、本山町、

オ 法第3条第6項の規定によるイの許可への条件の付加	大豊町、土佐町、佐川町、越知町、檍原町		に限る。)	佐川町、越知町、檍原町
カ 法第3条の2第1項の規定に基づくイの許可を受けた者に対する措置勧告	安田町、本山村、大豊町、土佐町、佐川町、越知町、檍原町		ト 法第50条の規定に基づく報告の徴収（クからシまで、セ、タ、ツ及びナからネまでに掲げるそれぞれの事務を行うため必要がある場合に限る。）	佐川町、檍原町
キ 法第3条の2第2項の規定によるイの許可の取消し	安田町、本山村、大豊町、土佐町、佐川町、越知町、檍原町		ナ 法第51条第1項の規定に基づくクの許可に係る違反転用に対する処分	佐川町、檍原町
ク 法第4条第1項の規定による農地の転用（同一の事業のために供するための2ヘクタールを超える農地の転用又は2以上の市町村の区域にわたる農地の転用を除く。）の許可	安田町、本山村、大豊町、土佐町、佐川町、越知町、檍原町		ニ 法第51条第2項の規定によるナの違反転用に対する処分に係る命令書の交付	佐川町、檍原町
ケ 法第4条第3項の規定によるクの許可に係る高知県農業会議の意見の聴取	佐川町、檍原町		ヌ 法第51条第3項の規定に基づくクの許可に係る原状回復等の措置及び当該原状回復等の措置に伴う公告	佐川町、檍原町
コ 法第4条第4項の規定に基づくクの許可への条件の付加	佐川町、檍原町		ネ 法第51条第4項及び第5項の規定に基づくヌの原状回復等の措置に要した費用の徴収	佐川町、檍原町
サ 法第4条第5項の規定による農地の転用（同一の事業のために供するための2ヘクタールを超える農地の転用又は2以上の市町村の区域にわたる農地の転用を除く。）の協議	佐川町、檍原町			
シ 法第4条第6項において準用する同条第3項の規定によるサの協議に係る高知県農業会議の意見の聴取	佐川町、檍原町			
ス 法第49条第1項の規定に基づくア及びイの許可に係る立入調査等	安田町、本山村、大豊町、土佐町、佐川町、越知町、檍原町			
セ 法第49条第1項の規定に基づくクの許可に係る立入調査等	佐川町、檍原町			
ソ 法第49条第3項の規定に基づくスの立入調査等に係る通知等	安田町、本山村、大豊町、土佐町、佐川町、越知町、檍原町			
タ 法第49条第3項の規定に基づくセの立入調査等に係る通知等	佐川町、檍原町			
チ 法第49条第5項の規定によるスの立入調査等に係る損失の補償	安田町、本山村、大豊町、土佐町、佐川町、越知町、檍原町			
ツ 法第49条第5項の規定によるセの立入調査等に係る損失の補償	佐川町、檍原町			
テ 法第50条の規定に基づく報告の徴収（アからキまで、ス、ソ及びチに掲げるそれぞれの事務を行うため必要がある場合	安田町、本山村、大豊町、土佐町、			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第2条の表18の項の改正規定は公布の日から、同表24の項の改正規定及び次項の規定は規則で定める日から施行する。
(経過措置)

- 2 この条例の施行の際この条例の規定による改正後の高知県の事務処理の特例に関する条例第2条の表24の項の左欄に掲げる事務に係る農地法（昭和27年法律第229号）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に同法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては同表24の項の右欄に掲げる町の長が管理し、及び執行することとなる事務（同表24の項ア、エ、クからコまで及びスからナまでに掲げる事務を除く。）に係るものは、同日以後における同法の適用については、当該町の長がした処分その他の行為又は当該町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

~~~~~

県立大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月15日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第83号****県立大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**

県立大学の設置及び管理に関する条例（昭和28年高知県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条の表高知女子大学の項中「生活科学部、」を削り、「及び社会福祉学部」を「、社会福祉学部及び健康栄養学部」に改める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。  
(経過措置)

- 2 この条例による改正前の県立大学の設置及び管理に関する条例の規定により高知女子大学に置かれた生活科学部（以下「旧生活科学部」という。）は、この条例による改正後の県立大学の設置及び管理に関する条例の規定にかかるわらず、平成22年3月31日にお

いて旧生活科学部に在学する者が旧生活科学部に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

~~~~~  
高知県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月15日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第84号

高知県漁港管理条例の一部を改正する条例

高知県漁港管理条例（昭和38年高知県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第15条に次の1項を加える。

3 前項ただし書の規定に基づく場合のほか、別表第1の2に定める使用料にあっては、第8条第1項の規定による使用の許可を受けた者が当該許可の期間が満了する前にその使用を廃止したときは、当該使用料の一部又は全部を還付することができる。

別表第1中「第14条」を「第14条、第15条」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

~~~~~  
高知県高齢者円滑入居賃貸住宅登録手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月15日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第85号

##### 高知県高齢者円滑入居賃貸住宅登録手数料徴収条例の一部を改正する条例

高知県高齢者円滑入居賃貸住宅登録手数料徴収条例（平成13年高知県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第4条の規定に基づく」を「第6条第1項の」に、「以下」を「以下の條において」に改める。

第3条中「に規定する登録手数料」を「の高齢者円滑入居賃貸住宅登録手数料」に改める。

##### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）から平成22年5月18日までの間ににおいて、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第4条（同法第17条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づく高齢者円滑入居賃貸住宅の登録を受けようとする者については、なお従前の例による。

3 施行日から平成22年5月18日までの間のこの条例による改正後の高知県高齢者円滑入居賃貸住宅登録手数料徴収条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「法第6条第1項」とあるのは、「高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第38号）による改正後の法第6条第1項」とする。

~~~~~

高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月15日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第86号

高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

高知県港湾施設管理条例（昭和29年高知県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「野積場」を「野積場、港湾環境整備施設、駐車場」に改める。

第13条ただし書中「但し、知事において天災地変その他占用又は使用の許可を受けた者の責に帰することができない事由があると認めるとときは、その者の請求により」を「ただし、天災地変その他やむを得ない理由があると知事が認めたときは」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項ただし書の規定に基づく場合のほか、別表第1の4に定める使用料（計算単位当たりの使用料の基準を月額で定めた係留施設及び暫定係留施設の使用料に限る。）にあっては、第5条第2項の規定による使用の許可を受けた者が当該許可の期間が満了する前にその使用を廃止したときは、当該使用料の一部又は全部を還付することができる。

別表第1中「（第6条関係）」を「（第6条、第13条関係）」に改め、同表の4の表を次のように改める。

施設の種別	使用の目的	計算単位	計算単位当たりの使用料		
			基準	1級地	2級地
係留施設	定期貨客船以外の船舶の荷役、船客の乗降等に係る係留	1隻の総トン数1トンにつき	4時間未満	2.5円	2円
			4時間以上12時間未満	3.75円	3円
			12時間以上24時間以下	5円	4円
			24時間を超えるもの	5円に24時間を超える時間が12時間を増すまでごとに2.5円を加算した額	4円に24時間を超える時間が12時間を増すまでごとに2円を加算した額
定期貨客船の		2時間	1.05円	0.83円	

係留施設	荷役、船客の乗降等に係る係留	未満	2時間以上4時間未満	1.4円	1.1円	トパーク	暫定係留施設A	1隻の船長が6メートル以上のもの	月額	5,400円					
			4時間以上12時間未満	2.1円	1.65円			1隻の船長が6メートル未満のもの	月額	2,800円					
			12時間以上24時間以下	2.8円	2.2円			1隻の船長が6メートル以上のもの	月額	3,400円					
			24時間を超えるもの	2.8円に24時間を超える時間が12時間を増すまでごとに1.4円を加算した額	2.2円に24時間を超える時間が12時間を増すまでごとに1.1円を加算した額			1隻の船長が6メートル未満のもの	月額	2,200円					
								1隻の船長が6メートル以上のもの	月額	2,700円					
								1隻の船長が6メートル未満のもの	月額	1,800円					
								1隻の船長が6メートル以上のもの	月額	2,200円					
物揚場A	小型船舶の保管に係る係留	1隻の船長が6メートル未満のもの	月額	3,400円		荷さばき地	上屋付き以外	貨物その他の物品の一時置場	10平方メートル	日額	31円	25円			
			月額	4,100円					1区画	日額		8,100円			
物揚場B		1隻の船長が6メートル未満のもの	月額	2,800円			野積場	防じん施設付き以外	貨物車両置場	10平方メートル	日額	79円			
			月額	3,400円					貨物その他の物品の一時保管	10平方メートル	日額	21円	17円		
高知港堀川浮き桟橋		1隻の船長が6メートル未満のもの	月額	4,300円			防じん施設付き		10平方メートル	日額	42円	38円			
			月額	4,900円					貨物その他の物品の一時置場及び一時保管並びに興行の開催及び露店の設置	10平方メートル	日額	10円	8円		
高知港仁井田ボーリング		1隻の船長が6メートル未満のもの	月額	4,800円			港湾環境整備施設	潮江緑地以外	10平方メートル	日額	22円				

荷さばき地、野積場及び港湾環境整備施設の用地以外の港湾施設用地並びにその他の港湾用地	貨物その他の物品の一時置場及び一時保管並びに興行の開催及び露店の設置	10平方メートル	日額	10円	8円
駐車場	自動車等の駐車	1区画1台	月額	5,200円	
水面貯木場	木材の貯木	10平方メートル	月額	106円	
シップローダ	バルク貨物の船積み	1基	30分	13,800円	
リーチスタッカ	貨物の積卸し	1台	30分	3,400円	
ガントリークレーン	貨物の積卸し	1基	30分	17,700円	
冷凍コンセン	コンテナ冷凍	1口	1時間	200円	
くん蒸倉庫	くん蒸処理	1立方メートル		570円	
船舶給水施設	船舶給水	1立方メートル		461円	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 次項の規定 公布の日
 - (2) 第13条の改正規定及び別表第1の改正規定（「(第6条関係)」を「(第6条、第13条関係)」に改める部分に限る。） 平成22年4月1日
 - (3) 第5条第5項及び別表第1の4の表の改正規定 規則で定める日
(高知県収入証紙条例の一部改正)
- 2 高知県収入証紙条例（昭和39年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。
別表29の1の項中「第6条」を「第6条第1項」に改める。

高知県海岸管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月15日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第87号**高知県海岸管理条例の一部を改正する条例**

高知県海岸管理条例（平成17年高知県条例第79号）の一部を次のように改正する。

第8条中「含む。」の規定による許可を「含む。」の規定による許可（次項において「占用の許可」という。）」に、「第6条第1項若しくは第2項ただし書の規定による許可」を「第6条第1項若しくは第2項ただし書の規定による許可（次項において「使用の許可」という。）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 占用料等は、当該許可の際にその全額を徴収する。ただし、当該占用の許可又は使用の許可に係る期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料等のうち占用料又は使用料は、毎年度、当該年度分をその年度の初めに徴収することができる。
第12条に次の1項を加える。
- 2 前項ただし書の規定に基づく場合のほか、占用料等のうち使用料にあっては、第6条第1項又は第2項ただし書の規定による許可を受けた者が当該許可の期間が満了する前にその使用を廃止したときは、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
(高知県収入証紙条例の一部改正)

- 2 高知県収入証紙条例（昭和39年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。
別表43の項中「第8条」を「第8条第1項」に改める。

高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月15日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第88号**高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例**

第1条 高知県警察の設置及び定員に関する条例（昭和29年高知県条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表高知県中村警察署の項中「四万十市中村大橋通七丁目」を「四万十市右山」に改める。

第2条 高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中

高知県中村警察署	四万十市 右山	四万十市 幡多郡のうち 黒潮町
高知県清水警察署	土佐清水市 幸町	土佐清水市

を

高知県中村警察署	四万十市 右山	土佐清水市 四万十市 幡多郡のうち 黑潮町
----------	------------	-----------------------------

に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成22年1月18日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行する。

~~~~~  
高知県立室戸岬夕陽ヶ丘キャンプ場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成21年12月15日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第89号**

**高知県立室戸岬夕陽ヶ丘キャンプ場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例**

高知県立室戸岬夕陽ヶ丘キャンプ場の設置及び管理に関する条例（平成7年高知県条例第5号）は、廃止する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による高知県立室戸岬夕陽ヶ丘キャンプ場の設置及び管理に関する条例の廃止前にこの条例による廃止前の高知県立室戸岬夕陽ヶ丘キャンプ場の設置及び管理に関する条例（以下「旧条例」という。）第19条第2項の規定により指定管理者として指定を受けていたものについては、旧条例第20条、第21条、第24条及び第25条の規定は、この条例による高知県立室戸岬夕陽ヶ丘キャンプ場の設置及び管理に関する条例の廃止後も、なおその効力を有する。
- 3 この条例による高知県立室戸岬夕陽ヶ丘キャンプ場の設置及び管理に関する条例の廃止後において旧条例の規定により納付すべき高知県立室戸岬夕陽ヶ丘キャンプ場の利用料金又は使用料については、なお従前の例による。  
(高知県収入証紙条例の一部改正)
- 4 高知県収入証紙条例（昭和39年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。  
別表中

|                         |                                                    |
|-------------------------|----------------------------------------------------|
| 83 高知県立室戸岬夕陽ヶ丘キャンプ場の使用料 | 高知県立室戸岬夕陽ヶ丘キャンプ場の設置及び管理に関する条例（平成7年高知県条例第5号）第15条第1項 |
| 84 高知県立甫喜ヶ峰森林公園の使用料     | 高知県立甫喜ヶ峰森林公園の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第6号）第16条第1項    |

を

|                     |                                                 |
|---------------------|-------------------------------------------------|
| 83 高知県立甫喜ヶ峰森林公園の使用料 | 高知県立甫喜ヶ峰森林公園の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第6号）第16条第1項 |
|---------------------|-------------------------------------------------|

に改める。